

## 第 4 編 災害復旧・復興計画



# 第1章 災害復旧計画

## 第1節 公共施設の災害復旧計画

### 1 方針

災害により被災した公共施設の、災害復旧における原形復旧及び再災害の発生防止のための工事及び資金計画について定めるものである。

### 2 主な実施機関

関係各部

### 3 実施内容

#### (1) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

##### ① 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川施設災害復旧事業計画

イ 砂防設備災害復旧事業計画

ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画

オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ 道路施設災害復旧事業計画

キ 下水道施設災害復旧事業計画

##### ② 河川等災害関連事業計画

##### ③ 災害関連緊急砂防等事業計画

##### ④ 農林水産業施設災害復旧事業計画

##### ⑤ 上水道施設災害復旧事業計画

##### ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画

##### ⑦ 公立学校施設災害復旧事業計画

##### ⑧ 公営住宅災害復旧事業計画

##### ⑨ 公立医療施設災害復旧事業計画

##### ⑩ その他の災害復旧事業計画

#### (2) 激甚災害指定の推進

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

#### (3) 緊急災害査定 of 促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の実態を調査し、災害査定の実施及び復旧事業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

#### (4) 復旧技術員の確保

災害復旧事業のため技術員の不足を生じたときは、被害をまぬがれた他の市町村から関係

職員を求めてこれに対処するものとする。この場合において市町村間の協議が整わないときは、県知事にあつせん又は調整の依頼をするものとする。

(5) 資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用して資金の調達に努める。

① 地方債

歳入欠陥債、災害復旧事業債

② 地方交付税

普通交付税、特別交付税

③ 一時借入金

災害復旧事業貸借金（県）、災害応急融資（財務事務所及び郵便局）

## 第2節 防災関連施設の災害復旧計画

### 1 方針

災害により被災した公共性の高い防災施設を早期に復旧する計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

建設部

東日本電信電話(株)山形支店

東北電力ネットワーク(株)天童電力センター

一般財団法人 山形県 LP ガス協会西村山支部

### 3 実施内容

#### (1) 通信施設

災害の状況、電気通信設備等の被害の状況に応じ復旧するものとし、工事は次の順位とする。

- ① 被災地の応急復旧に必要な回線
- ② 治安維持の他、災害救助活動に直接関係する防災機関の専用線
- ③ ライフライン関連事業所及び報道機関の専用回線
- ④ 公的機関及び公益業者の専用線
- ⑤ 主要公衆線、重要業務専用線等東日本電信電話(株)山形支店長が必要と認めた回線
- ⑥ その他回線

#### (2) ライフライン施設

電力、ガス、上下水道の管理者は、災害の状況、設備の被害状況に応じ、災害救助及び災害復旧活動に直接関係する箇所から速やかに復旧するものとする。

## 第 3 節 民間施設の災害復旧計画

### 1 方針

罹災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金又は資材の確保、復旧計画の樹立又は実施等について、斡旋・指導を行うとともに、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じて民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるための計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

建設部、みどり共創部、商工観光部

### 3 実施内容

#### (1) 罹災者住宅建設計画

##### ① 公営住宅の建設及び補修

##### ア 公営住宅の建設（新設）

大規模な災害が発生し住宅の被害が次の基準に該当する場合、町は、低所得被災世帯のために、国庫補助を受け災害公営住宅を建設するものとする。

##### (ア) 地震、暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。
- b 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- c 滅失戸数がその区域内住家戸数の 1 割以上のとき。

##### (イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- b 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

##### イ 公営住宅の補修等（既設）

災害（火災にあつては、地震によるものに限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、または著しく損傷した場合、町は国庫補助を受け補修するものとする。

##### ② 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市町村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

#### (2) 金融支援計画

##### ① 農林漁業関係

##### ア 天災融資制度による融資

町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であつて当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けた

ために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

ウ 既貸付金の条件緩和

a 制度資金の条件緩和措置

被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

b 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

エ 農林漁業者への各種措置の周知

町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

② 中小企業関係

ア 各金融機関に対する円滑な融資の要請

被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

イ 各金融機関に対する既貸付金の条件緩和措置の要請

被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

ウ 各種広報手段を活用した周知

町は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

エ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

## 第4節 罹災者の保護計画

### 1 方針

罹災者の保護及び職業斡旋等を行い、生活の安定を確保するための計画について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

総務部、町民部、商工観光部、健康福祉部  
消防署  
寒河江公共職業安定所

### 3 実施内容

#### (1) 職業の斡旋

罹災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、町は、寒河江公共職業安定所と連絡協力して職業の斡旋に努めるものとする。

##### ① 職業の斡旋の対象被害者

寒河江公共職業安定所が職業斡旋の対象とする罹災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能・経験・健康・その他の状況から就職斡旋の可能な者とする。

##### ② 職業相談

寒河江公共職業安定所は、担当の職員を現地に派遣し、職業に就くことを希望する者に対して職業相談を実施するものとする。

##### ③ 求人開拓

寒河江公共職業安定所は、罹災者の希望する就職条件に基づき求人開拓を実施するとともに、他の公共職業安定所に対しても求人開拓を依頼するものとする。

##### ④ 職業の斡旋

寒河江公共職業安定所は、職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業を紹介するよう努めるものとする。

#### (2) 生活援助

##### ① 生活確保のための資金の融資

町は、罹災した生活困窮者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努めるものとする。

ア 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

イ 災害援護資金の貸付

##### ② 被災世帯に対する住宅融資

町は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった住宅を補修し、または非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対し、次の資金を融資するものとする。

ア 世帯更正資金

イ 母子及び寡婦福祉資金

③ 町税の徴収猶予及び減免

町は、災害による被害者に対して、条例の定めるところにより町税の徴収猶予又は減免を行うことができる。

④ 被災者生活再建支援金の支給制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものについて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第 66 号）に基づき、被災者生活再建支援金を支給するものとする。

(3) 罹災証明書の交付

災害により被災者から申請があったときは、住家等の被害について、被害状況を調査し、遅滞なく罹災証明書を交付し、当該手数料は徴収しないものとする。

罹災証明書の交付にあたっては、住家被害の調査職員の育成、県及び建築士等の専門家との協定締結による応援体制の構築など、必要な業務体制の確保に努めるものとする。

なお、火災に起因する罹災証明書の交付については、消防署が行うものとする。

## 4 資料編

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 西川町災害弔慰金の支給等に関する条例  | (資料編 6 頁)  |
| (2) 西川町災害見舞金支給条例        | (資料編 10 頁) |
| (3) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 | (資料編 24 頁) |

## 第2章 災害復興計画

### 1 計画の方針

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合に、町、住民及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定めるものとする。

### 2 主な実施機関

関係各部

### 3 計画の内容

#### (1) 災害復興対策組織の確立

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から災害復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じて災害復興対策本部等の総合的な組織体制を確立するものとする。その際、男女共同参画また多様な意見を反映させる観点から、女性や要配慮者の参画を促進していくものとする。

#### (2) 災害復興基本方針及び計画

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、外部の有識者や専門家及び住民代表等により災害復興基本方針及び計画について早期に検討し、策定するものとする。

#### (3) 被災市街地復興特別措置法の活用

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施する区域について指定できるため、災害復興計画を作成する際には積極的な活用を図るものとする。